

## 登園届について

- ・登園届に記載されている感染症にかかった場合、回復後に登園届のご提出が必要となります。  
(2019年10月より、登園届3種類(様式1登園届、様式2受診報告書、様式3インフルエンザ登園届)に変更となりました。)

**様式1** : 以下の感染症の診断を受け、『医療機関のゴム印』を押印した登園届

麻疹(はしか)、風しん、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、結核、咽頭結膜熱(プール熱)[アデノウイルス]、流行性角結膜炎[アデノウイルス]、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)、急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

**様式2** : 以下の感染症の診断を受け、医師より診断名を聞いて、保護者が記入する登園届

溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、带状疱疹しん、突発性発しん

**様式3** : インフルエンザの診断を受け、『医療機関のゴム印』を押印した登園届

- ・尚、登園届のご提出がない場合には、登園することができませんのでご注意ください。